

平成26年度 いわて留学生友好交流奨学金 募集概要

注意：これは最低限必要なことからだけを抜き出した概要です。

必ず岩手県国際交流協会が作成した書類もよく読んでください。

【募集区分】

申請時に、A区分またはB区分を必ず選択してください。

A区分：県内において積極的な国際交流活動が見込まれる留学生

B区分：岩手県国際交流協会が指定する、外国人留学生を対象とした県内就職支援の取り組みへの参加が見込まれる留学生 ※学部1・2年生はB区分に応募できません。

【申請資格】

下記の全てを満たす者が申請できます。

- ・平成26年度に正規の学生として在学する、もしくはその見込みの者。
- ・在留資格が「留学」である者。
- ・日常会話を支障なくでき、国際交流活動に必要な日本語能力がある者。
- ・国際交流活動に高い関心をもち、1年間継続して活動を行う意欲があり、国際交流活動または就職支援の取り組みへの参加と学業を両立できること。
- ・他の奨学金の受給額が6万5千円を超えないこと。

【奨学金概要】

金額：月額4万円

期間：平成26年4月から平成27年3月まで

採用人数：岩手県全体で10名

岩手大学からは
16名を推薦します。

【申請書類】

- ・いわて留学生友好交流奨学金交付申請書（様式第1号）
- ・身上書（様式第2号）
- ・指導教官の推薦書（様式第3号） ※更新希望者は不要
- ・在留カード（外国人登録証明書）の両面のコピー（在留資格が留学であること。）
- ・成績証明書（現在所属している課程のもの）
- ・日本語能力を証明するものの写し（例：日本語能力検定試験の合格証）※なければ不要

【提出期限】

2014年2月27日（木） 国際課へ提出（締切厳守）

平成 26 年 2 月 4 日

平成26年度いわて留学生友好交流奨学金受給者の募集の御案内

外国人留学生の皆様へ

公益財団法人岩手県国際交流協会

公益財団法人岩手県国際交流協会は、県内の大学等で学ぶ外国人留学生の留学成果の向上に寄与するとともに、本県と外国との友好親善と国際交流の促進に資するため、毎年度、留学生に奨学金を支給しています。

平成26年度も支給する予定ですので、あらかじめ“いわて留学生友好交流奨学生”を募集することとしました。希望者は下記の事項を熟読し、学校の指導教官及び留学生担当課とも相談の上、申請してください。

なお、対象を「A区分（県内において積極的な国際交流活動が見込まれる留学生）」と「B区分（協会が指定する留学生を対象とした県内就職支援の取組みへ参加が見込まれる留学生）」に分けて募集していますので、ご留意願います。

なお、県の補助により実施する事業のため予算措置の状況によっては事業実施内容等が変更になることがありますことをご了承をお願いいたします。

記

- | | |
|----------|------------------------|
| 1 支給対象者数 | 10 名 |
| 2 支給金額 | 月額 4 万円 |
| 3 支給期間 | 平成 26年 4月から平成 27年 3月まで |
| 4 申請資格 | |

県内の大学又は高等専門学校に在籍し、新規又は前年度に当該奨学金を受給した者で更新を希望する者で、次の要件のすべてに該当する留学生が対象です。

- (1) 在留資格を有し、県内に所在する大学又は高等専門学校で研究を行い、又は教育を受けている外国人であること。
- (2) 平成26年度に正規の学生（卒業又は学位の取得を目的とする者）として在学する、もしくはその見込みの者であること。ただし、高等専門学校については3年次以上とする。
- (3) 学業成績、人物とも優秀であると認められ、在籍する大学等の長の推薦を受けた者であること。（ただし、更新者については推薦を必要としません。）
- (4) 県内において積極的な国際交流活動が見込まれる者又は協会が指定する外国人留学生を対象とした県内就職支援の取組みへの参加が見込まれる者であること。
- (5) 他の奨学金の受給額が6万5千円を超えないこと。
- (6) その他
 - ① 在留資格は「留学」であること。
 - ② 国際交流活動に高い関心を持ち、1年間継続して活動を行なう意欲があり、国際交流活動又は就職支援取組みへの参加と学業を両立できること。
 - ③ 日常会話を支障なくでき、国際交流活動に必要な日本語能力がある者。

5 申請書類

- (1) いわて留学生友好交流奨学金交付申請書 (様式第1号)

※申請に当っては、A区分又はB区分の別を明らかにしてください。

- (2) 身上書 (様式第2号)

- (3) 指導教官等の推薦書 (様式第3号) ※更新者は不要

- (4) 外国人登録証明書の写し ※在留資格は「留学」であること

- (5) 成績証明書

※現在所属している学校のものがない場合は、他の日本国内の大学、大学院又は学部のものなどでも可。学部1年生等で成績証明書がない場合は不要。

- (6) 日本語能力を証明するものの写し (例：日本語能力試験の合格証) ※ない場合は不要

6 申請書類の提出

各校の留学生担当課等に提出してください。留学生担当課で取りまとめ、公益財団岩手県国際交流協会に提出します。

※学生から直接当協会への申請は受け付けていません。また、学内の提出期限については各校の留学生担当課等にご確認ください。

7 選考及び決定

- (1) 公益財団法人岩手県国際交流協会は、大学等から送られてきた申請書類を審査し、選考委員会が面接を行った上で奨学金の支給を決定します。面接日時(調整中)は、後日連絡致します。

- (2) 支給の決定通知は、各大学等を通じて本人に通知します。

- (3) 決定の通知を受けた留学生は、協会から送付される所定の誓約書に本人の署名、その他必要事項を記入の上、協会に提出して下さい。

8 注意事項

- (1) 申請書類は選考上重要な書類ですので、事実をありのまま記入して下さい。もし、奨学金の支給を決定した後、記入しなければならないことを記入していなかったり、虚偽の記入をしたりしたことが判明したときは、奨学金の支給を取り消すとともに、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させることがありますので、十分注意して下さい。

- (2) 4の申請資格に該当しなくなったとき、県内の大学等に在籍しなくなったとき、在籍する大学等から停学又は退学の処分を受けたときも同様です。

- (3) 奨学金を受ける留学生は、積極的に国際交流活動を行い、又は県内就職支援の取組みに参加するよう努めていただきます。また、協会の以下の活動についても協力をお願いします。

- ① 機関誌、情報紙又はホームページの作成等への協力

- ② 国際交流に関する行事への参加

- ③ その他協会から求められた活動

- (4) 奨学金を受ける留学生は、毎月5日までに所定様式により国際交流活動等報告書を、また、平成26年3月5日までに国際交流又は県内への就職をテーマにした年間レポートを提出していただきます。

- (5) 現住所、在籍大学等、その他申請書類の記載事項に変更が生じた場合、又は4の申請資格に該当しなくなったとき、県内の大学等に在籍しなくなったとき、在籍する大学等から停学又は退学の処分を受けたときは、速やかに大学等の留学生担当課等を通じて協会に届け出て下さい。

平成 26 年度いわて留学生友好交流奨学金支給 受給者の選考について

1 選考の基準 (次に該当する方を選考します。)

① 国際交流活動又は県内就職への取組みに参加できる方

A 区分: 県内において国際交流活動に、1 年間継続して積極的に参加できる方

B 区分: 協会が指定する外国人留学生を対象とした県内就職支援の取組みへの参加が見込まれる方
これには、岩手県外国人留学生就職支援協議会が実施する

①外国人留学生就職支援フォーラム、

②企業関係者と留学生との交流会、

③外国人留学生インターンシップ、

又はこれらに相当する事業が該当します。

※ いずれの区分でも、(公財)岩手県国際交流協会の以下の活動については必ず行うものとします。

ア 機関誌、情報紙又はホームページの作成等への協力

イ 国際交流に関する行事への参加

ウ その他協会から求められた活動

※ 平成 25 年度の活動例

県内の小中学校、公民館等での自国文化の紹介・料理講座の講師、国際交流団体等が開催するイベントへの参加、就職支援フォーラムへの参加など

② 国際交流活動に必要な日本語能力がある方

※ おおよそのレベル

自国文化の紹介、語学講座の講師、日本語での情報収集、長文の翻訳、日常会話を支障なくできること。

③ 心身ともに健康な方

2 選考の方法

選考の基準に従って申請書類の審査を経て選考委員による面接を実施し、選考委員会が総合的な評価を行い、奨学金の受給者を決定します。

3 奨学金支給決定の取消し

奨学金受給者に決定しても、積極的な国際交流活動等ができない場合など、支給規程に定める申請資格に該当しなくなった場合などは、支給を取り消し、既に支払った奨学金を返納させることがあります。

※ 県の補助により実施する事業のため、予算措置の状況によっては事業実施内容等が変更になることがありますことをご了承をお願いいたします。

いわて留学生友好交流奨学金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手県内で行われる国際交流活動又は県内就職支援の取組みに積極的に参加しようとする外国人留学生に対して予算の範囲内で奨学金を支給することにより、留学生の経済的負担を軽減し留学成果の向上を支援するとともに、留学生の国際交流活動又は県内就職支援への意欲的な取り組みにより、県民の国際交流に対する意識の涵養と友好親善の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「外国人留学生」（以下「留学生」という。）とは、平成元年法律第79号による改正前の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第4条第1項第6号に規定する在留資格（以下「改正前の在留資格」という。）又は平成2年6月1日以降に改正後の法第2条の2別表第1の4の表中「留学」に規定する在留資格（以下「改正後の在留資格」という。）で、本邦に在留し、県内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）で研究を行い、又は教育を受けている外国人をいう。

(申請資格)

第3条 いわて留学生友好交流奨学金（以下「奨学金」という。）の申請をすることができる者は、県内の大学等に在籍し、新規に希望する者及び前年度に公益財団法人岩手県国際交流協会（以下「協会」という。）の奨学金受給者で更新を希望する者（以下「更新者」という。）で次の各号に掲げる要件の全てに該当する留学生とする。

- (1) 正規の学生（卒業又は学位の取得を目的とする者）として在学する者、若しくはその見込みのある者。ただし、高等専門学校については3年次以上の者とする。
- (2) 学業成績、人物とも優秀であると認められ、在籍する大学等の長の推薦を受けた者であること。
- (3) 県内において積極的な国際交流活動が見込まれる者又は協会が指定する留学生を対象とした県内就職支援の取組みへの参加が見込まれる者であること。
- (4) 他の奨学金の受給額が6万5千円を超えないこと。

(支給額)

第4条 奨学金の支給額は、留学生1人につき月額4万円とする。

(支給期間)

第5条 奨学金の支給期間は、支給決定の月から翌年3月分までとする。

(支給方法)

第6条 奨学金は、毎月留学生本人に支給することとする。

(申請手続)

第7条 第3条各号に掲げる申請資格に該当し、かつ、奨学金の支給を希望する留学生は、次号に定める書類を作成し、別に定める期日までに、在籍する大学等の担当係に提出するものとする。

- (1) 外国人留学生奨学金交付申請書

- (2) 身上書
 - (3) 指導教官等の推薦書（更新者は不要とする。）
 - (4) 外国人登録証明書の写し（改正前の在留資格又は改正後の在留資格の記載されているもの）
 - (5) 成績証明書（現在所属している学校のものがない場合は、他の日本国内の大学の大学院又は学部のものなどでも可とする。また、学部1年生等で成績証明書がない場合は不要とする。）
- 2 大学等は、留学生から前項に規定する申請書類の提出があった場合は、第3条に規定する資格の有無を審査の上、学内選考を行い、候補者が複数の場合は、協会が別途示す人数に順位をつけて推薦し、別に定める期日までに協会理事長に送付するものとする。
- （選考及び決定）

第8条 協会は、大学等より推薦のあった者について、外部有識者、行政機関職員及び協会職員による選考委員会において書類審査及び面接を行い、その選考結果に基づいて奨学金の支給対象となる留学生を決定する。

- 2 支給の決定通知は、各大学等を経由して、本人に通知する。
- 3 決定の通知を受けた留学生は、誓約書に必要事項を記入し、別に定める期日までに、在籍する大学等を経由して協会理事長に提出するものとする。

（国際交流活動等への参加）

第9条 奨学金の支給を受けている留学生は、県内において積極的に国際交流活動を行い、又は県内就職支援の取組みに参加するよう努めるものとする。また、協会の以下の活動については必ず行うものとする。

- (1) 機関誌、情報紙又はホームページへの協力
- (1) 国際交流及び就職支援に関する行事への参加。
- (2) その他、協会から求められた活動。

（支給の取消し等）

第10条 奨学金の支給を受けている留学生が、次の各号の1つに該当すると認められるときは、奨学金の支給を取り消すとともに、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させることがある。

- (1) 第3条に掲げる申請資格に該当しなくなったとき。
- (2) 県内の大学等に在籍しなくなったとき。
- (3) 在籍する大学等から停学又は退学の処分を受けたとき。
- (4) 申請書類に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより、支給対象となったことが判明したとき。
- (5) 奨学金の受給者として相応しくない非違行為があったとき。
- (6) その他この要項の規定に違反したとき。

（報告義務）

第11条 奨学金の支給を受けている留学生は、毎月5日までに国際交流活動等報告書を、また、翌年3月5日までに国際交流又は県内への就職をテーマにしたレポートを原稿用紙3枚にまとめて協会に提出するものとする。また、必要に応じ面接等を行うものとする。

2 奨学金の支給を受けている留学生は、現住所、在籍大学等、その他申請書類の記載事項に変更が生じた場合及び第10条各号の1つに該当することになった場合には、速やかに在籍する大学等を経由して協会理事長に届け出るものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この要項は、平成15年2月28日から適用する。

附 則

この要項は、平成16年2月20日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年2月28日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年4月12日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年2月19日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年12月7日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。